

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

令和7年12月5日 午後 1時34分 開 議

---

出 席 委 員

委員長 櫻井繁行  
副委員長 鈴木貞行  
委員 矢口龍人  
委員 岡崎勉  
委員 久松公生  
委員 櫻井健一

---

欠 席 委 員

な し

---

委 員 外 議 員

議長 来栖丈治  
副議長 設楽健夫

---

出 席 説 明 者

な し

---

出 席 書 記 名

議会事務局長 斎藤 明  
議会総務課長 由波 大樹  
議会総務課課長補佐 鴻巣智子

---

## 議 事 日 程

令和7年12月5日（金曜日）午後1時34分 開 会

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
  - (1) 「来栖丈治議長及び佐藤文雄議員への抗議並びに議会運営の適正化に関する申入れ」について
  - (2) その他
4. 閉 会

---

開 会 午後1時34分

○櫻井繁行委員長

まず、議会運営委員会開会前に、傍聴の申し出がございましたので、私委員長として許可をいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、入室を認めてください。

それでは、委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

初めに来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

改めましてこんにちは。

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中大変ご苦労さまです。

本日付で、市長よりお手元にまわしました、当職及び佐藤文雄議員への抗議及び議会運営の適正化に関する申入れがございました。

内容としましては、一般質問に関する内容でもありますので、取り急ぎ、委員の皆様に共有させていただきました。

内容につきましては、後ほど議会事務局長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは早速本日の日程事項に入ります。

---

○櫻井繁行委員長

本日の事件は（1）「来栖丈治議長及び佐藤文雄議員への抗議並びに議会運営の適正化に関する申入れ」についてでございます。

このほど市長から申し入れがありましたので、内容について事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、市長からの申入れ文書につきましては、佐藤議員が発言した内容が含まれております。私が読み上げますと、仮に佐藤議員から発言の訂正等があった場合、本委員会内の会議録に、私の発言が記載されてしまうため、読み上げは差し控えさせていただきますので、タブレットを、ペーパーですね、ちょっとご覧いただければと。

なお、本件につきましては、今後議長から市長あて文書にて回答をするということになろうかと思います。

本日委員の皆様に共有させていただきましたが、回答するにあたり、今後の進め方について、委員の皆様にご審議いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

暫時休憩して、各自ご確認をお願いいたします。 [午後1時36分]

○櫻井繁行委員長

それでは、改めて会議を再開したいと思います。 [午後1時39分]

市長から本日付けの申入れでございますが、まずは受理をしたということの報告をいただきました。何がしらかの調査というか、方向性を、議会運営委員会のほうで共通認識持っていただきたいということだと思うんですけれども、皆様から何かございましたら。

○矢口龍人委員

まず、この市長から議会議長あてに申入れ書、これは二元代表制である議会と市との対等な立場からすれば、こんな越権行為は全く容認できないし、あってはならないことだと思うんです、私は。

ましてや議長に対して、議長の、議長としての行動に対して、あれやこれやって申入れするのは全く筋違いであると私は思います。

ご意見です。

○櫻井繁行委員長

そのほか、皆様方からも意見があればということですけれども、岡崎委員、何かございますか。

○岡崎 勉委員

矢口委員言ったように、やはりこの内容を見ると全くここで協議することではなくて、同じ立場で市民から選ばれるもので、それぞれでやるんですから、だからそれは違う、何だかんだ言われることはないと思いまして、ここでちょっとそういう判断にしてきていただきたいと。

矢口委員のとおりです。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。

[午後1時41分]

○櫻井繁行委員長

改めて会議を再開して、議長からコメントいただければと思います。 [午後1時43分]

○議長（来栖丈治君）

先ほど申し上げました、私としては、開かれた議会っていうこともありますし、申入れが市長からあったことを謙虚に受けとめて、これに対する今後の私の議事運営であるとか、一般質問のときの議員の対応であるとかを協議いただいて、回答していくっていうふうな形にできればと思っております。

○矢口龍人委員

議長、そうじゃないんですよ。

これは、議長、議会あてに申入れ書が来たっていうこと。そうすると、さっきも言ったように二元代表制でやってる中で、市長が議長に対してパワハラ的な、これ言動だと思いますよ。上から目線でものを言ってるんですよこれ。これはだから私、おかしいって言ってるんです。

いいですよ中身については。反問権もある。市長は反問権だって使ってんだから。佐藤議員に言われたことに対して、そんな箇条書きでがたがた書かないで、反問権使えばいいんですよ。使えないわけじゃないでしょう。

だから、議長は議長の采配でもって議会運営してるんだから、何も恥ずべきことはないし、確かに改善する部分あるとすれば、それは肃々とやればいいことであって、こうやって、箇条書きにされて、はっきり言って議会軽視も甚だしいからねこれ。私はそれを言ってるんですよ。

問題はそこじゃないかな。こんなことやる権限あるんですか、市長に対して、それを言いたい。

○櫻井繁行委員長

どういうふうにまとめるかなというところ。

今のちょっと権限のようなところの話って事務方で何か、答弁いただけますか。

こういった申し出っていうことは、初めてのことですけれども。

[「こんなこと、やんねえ」「二元代表制では」「ああやれこうやれなんてさ」と呼ぶ者あり]

○議会総務課長（由波大樹君）

事務局サイドの意見として申し上げれば、当然、これは文書にて申入れがありましたので、しかも議長宛てに来ていますから、議長名で回答を、何らかの形での回答は必要だと思います。

ただ、この内容について、例えばこれをすべて認めるのか否かについては、これは当然議長をはじめとする議員の皆さんのご意見等もあると思いますので、事務局として、こうすればいいというご意見は言える立場ではないんですけれども、いずれにしても、内容はともかく、文書での回答は、期日は求められてないですけれども、執行部に回答しなければいけないと考えております。

○櫻井繁行委員長

わかりました。

○櫻井健一委員

議会運営委員会として、これ、内容を見ると、一般質問の内容についてのことが多く語られていて、その中で発言の訂正ですか謝罪っていうことっていうのは、この議会運営委員会の中で定めていく議題なのかどうかということと、この議長あてに来た、もちろん議長は僕達の代表として長をやっていただいてますから、議長という立場はわかるんですけれども、議会を運営していく中で、議長に対して、不備があったりですか、間違えた対応をしたから、この議会運営委員会の中で揉めというような内容ではないように受けるんですね。

これは、いち来栖議長に対しての申入れをこの議運の中で揉むべきかっていうのがまず疑問であるというのが僕の見解でございます。

○櫻井繁行委員長

大体皆様のご意見は、わかりました。

まずは、事務局としては申入れ書については何がしかの回答が必要だということですので、そこは議長のほうでも、事務局のほうと調整をしていただくというところと、本日こういう申入れ書が提出されましたので、このあと全員協議会で、周知という点ではまずさせていただくと。今後の進め方については、なかなか不明確なところもありますけれども、例えば一般質問、先ほどお話がありましたけれども、その発言の、不適切とか不穏な発言なんかも含めて、少し議会運営委員会のほうでも、その辺を調査研

究できればなと思っていますので、今日このあと、一般質問でございますから、まずは今日こういう申入れ書があったということで、このあと全員協議会になるんでしょうから、なかなか答えが出なくて申し訳ないんですが、そういったところ……

[「ちょっと、休憩いいですか」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

はい、じゃあ暫時休憩いたします。 [午後1時49分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開させていただきます。 [午後1時51分]

本日、こういった市長から申入れ書がございましたというところをまず周知と、今後については、適宜、検討、調査研究させていただくということで、今日のところは、一度散会とさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

---

○櫻井繁行委員長

それでは、本日の日程事項はすべて終了でございます。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後1時52分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 櫻井繁行